



令和 8 年 第 3 回 総 会

会 議 録

期 日	令和 8 年 3 月 3 1 日
場 所	枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和 8 年第 3 回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和 8 年 3 月 31 日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1 2	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	1 3	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）について
4	1 4	農地法第 3 条許可申請について
5	1 5	農地法第 5 条許可申請について
6	1 6	農用地利用集積等促進計画の調整について
7	1 7	職員の人事異動について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
3 月 31 日	午前 9 時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 7 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1 番	天 達 範 隆	農 業 委 員
	2 番	今給黎 龍 浪	農 業 委 員
	3 番	水 野 正 子	農 業 委 員
	4 番	篠 原 正	農 業 委 員
	5 番	畑 野 真 人	農 業 委 員
	6 番	園 田 和 寛	農 業 委 員
	7 番	原 田 克 子	農 業 委 員
	8 番	眞 茅 文 男	農 業 委 員
	9 番	白 澤 千恵子	農 業 委 員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	1 4 番	白 澤 敦 行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	永 江 靖 博
主 幹 兼 農 地 係 長	天 達 恵 一
農 地 係 参 事 補	新 屋 敷 嘉 一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 8 年第 3 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。3 番水野委員、6 番園田委員にお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 1 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 9 2 号から 1 9 5 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇外 2 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 3 名です。

解約面積は畑が 6 筆で 5,906 m²です。

以上農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 1 9 2 号から 1 9 5 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 2 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 3 号、議案第 1 3 号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてご説明申し上げます。

議案書の2ページから3ページをご覧ください。

申請人の〇〇〇〇さんは枕崎市下松町で茶業を営む認定農業者です。

所有者は福岡県筑紫野市にお住まいの〇〇〇〇さんです。

申請地は、下松町〇〇番畑 187 m²です。

申請地の北西側から南東側にかけては道、南西側は茶園となっています。

松崎集落内の〇〇〇〇の茶工場の北西側に位置しています。

申請人は〇〇〇〇の代表です。

農用地区域の外周部に位置し、代替地も無く、地域計画の達成及び農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域除外についてはやむを得ないものと思われます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号について、眞茅委員をお願いします。

8番（眞茅委員）3月17日、畑野農業委員、事務局天達係長、新屋敷さんと現地調査を行いました。

申請地は、事務局の説明のとおりです。

整理番号1号については、登記地目は畑ですが、既に駐車場として利用されています。

前組合長時代から駐車場とおよび乗り入れ口として利用されており申請人はいづろよりかは不明とのことです。

今回、〇〇〇〇氏が5条申請を出そうとしたところ農振地域内であることが発覚して今回の申請になったとのことです。

顛末書もだされており、農地の集団性、農用地域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等への影響を及ぼすおそれはなく、農業振興地域整備計画変更については特に問題のないものと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、整理番号12号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件です。

整理番号 1 2 号の申請地は、
春日町〇〇番、畑、500 m²です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、71 歳、滋賀県にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、74 歳、道野町にお住まいです。
譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。
申請地については 6 ページに掲載してあります。
〇〇〇〇より南側に位置します。
以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。
整理番号 1 2 号について、白澤敦行委員お願いします。

1 4 番（白澤敦行委員）整理番号 1 2 号について報告いたします。

3 月 1 0 日に譲受人の〇〇〇〇さん立会いのもと現地確認を行いました。
譲受人は道野町に居住する専業農業者です。
申請地の北側は〇〇〇〇、南側は菊栽培のハウス、西側と東側は畑であり甘藷
が栽培されています。

権利取得後は甘藷を栽培し、将来的にはハウスを建ててパッションフルーツを
栽培する計画です。譲渡人と譲受人は兄妹であり、申請地はこれまでも譲受人が
遠方の譲渡人に代わって管理してきたことから、本件の権利取得により周辺の農
地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は無い申請と思われます。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。
お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 3 条許可申請の整理番号 1 2 号については、申請のとおり
許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。
よって、整理番号 1 2 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
ここで、農業委員会等に関する法律 3 1 条の規定により、白澤敦行委員の退席
をお願いいたします。

(白澤敦行委員除斥)

議長 次に、整理番号 1 3 号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 3 号の申請地は、
瀬戸町〇〇番、畑、1,067 m²
瀬戸町〇〇番、畑、601 m²
瀬戸町〇〇番、畑、634 m²です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、73 歳、兵庫県にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、47 歳、国見町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

申請地については8ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より北東側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号13号について、篠原委員をお願いします。

4番（篠原委員）整理番号13号について報告いたします。

3月11日に譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲渡人は〇〇〇〇さんで兵庫県に居住しています。

今回、この土地は無償で譲り受ける事になったようです。

申請地の東側は道と茶畑、西側は道を挟んで茶畑、南側は茶畑とカヤ畑、北側は茶畑と山林です。

取得後も、茶畑として管理する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号13号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

（白澤敦行委員着席）

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件です。

整理番号4号の申請地は小塚町〇〇番、畑、999㎡です。

貸人は〇〇〇〇さんです。

借人は〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さんです。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「自社施設で使用する電力を再生可能エネルギーで確保するため、自家消費型太陽光発電施設を設置する必要があることから、本件農地に地上権を設定したい。」とのことです。

申請地は、11ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇〇〇から道を挟んで東側に位置しています。

農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

農地の区分、転用目的、計画面積は問題ないものと考えます。

整理番号5号の申請地は妙見町〇〇番、畑、311 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、13 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m以内に位置する小集団の農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅1棟の建築で、計画面積は311 m²で問題のないものと思われます。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号4号について、眞茅委員をお願いします。

8番（眞茅委員）整理番号4号について報告します。

3月17日、畑野農業委員、事務局新屋敷さんと現地調査を行いました。

相手方立会人は、施工会社〇〇〇〇の〇〇さんです。

場所は、事務局の説明のとおりです。

現況としましては、北側・西側は道路、東側は不耕作の茶畑、南側は分筆された畑で現在植え付け前の管理された畑です。また、申請は所有権の移転の設定ではなく、地上権設定の申請です。

売電目的でなく、九電の線を使用して自社工場（〇〇）で使用するとのことでした。また、分筆された残地については譲渡人が引き続き耕作するとのことです。

借地までしてキャベツ・甘藷等を耕作している農家が広い畑を分筆までして、設置することに違和感を感じますが、申請されたものに対して申請書等に不備のない限り拒否できないことでありやむをえない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号5号について、畑野委員をお願いします。

5番（畑野委員）整理番号5号について報告します。

3月17日に眞茅農業委員、有村推進委員、事務局の新屋敷さんと申請人代理の〇〇行政書士立会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の東側、西側、北側は宅地、南側は市道です。

転用目的は一般住宅です。

30 cmの盛土を行い、北側の境界には擁壁を設けて 4 段のブロック積みを行い、東側の境界にも 3 段のブロック積みを行う計画であります。

汚水、生活排水は、合併浄化槽で処理後、側溝へ排水する計画です。

資金調達計画、被害防除計画も適正で問題の無い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 5 号農地法第 5 条許可申請については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 5 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 6 号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 6 号議案第 1 6 号農用地利用集積等促進計画の調整について説明いたします。

14 ページから 16 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 6 2 号から 1 7 9 号の 2 3 まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 17 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 44 名で設定面積は、田が 1 筆 410 m²、畑が 72 筆 76,403 m²、樹園地が 8 筆 11,158 m²、合計 81 筆 87,971 m²です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

5 番(畑野委員) 15 ページの賃借人の〇〇〇〇さんかな、この方はどこの方で、作物は何を作るんですか。

事務局 〇〇さんとおっしゃいます。〇〇さんで、指宿市開聞でジャガイモを主に生産しておりまして、屋号は〇〇〇〇といいまして、従業員も何人かいます。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 6 号農用地利用集積等促進計画の調整のうち、整理番 1 6 2 号から 1 7 9 号の 23 については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第16号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号職員の人事異動についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第17号職員の人事異動について説明いたします。

3月25日に、市職員の令和8年4月1日付人事異動の内示があり、農業委員会事務局長兼農業振興係長永江靖博さんが市長事務部局へ出向いたします。

その後任につきましては、教育委員会生涯学習課より木浦勝美さんが配属されることとなっています。

農業委員会事務局職員の任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び枕崎市農業委員会事務局設置規則第6条に、『職員は、農業委員会が任免する』と規定されておりますことから、今回の人事異動に当たって、農業委員会の議決を得ようとするものです。以上です。

議長 お諮りいたします。

日程第7号職員の人事異動については提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

それでは、しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 25 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 水野 正子

会議録署名委員 園田 和寛